

介護保険の資格

介護保険制度のしくみ

介護保険被保険者証の交付

40歳以上のおなさんは、松山市が運営する介護保険の加入者(被保険者)です。

●第1号被保険者…65歳以上

原因を問わず介護が必要と認定された場合に介護サービスを利用できます。

●第2号被保険者…40歳～64歳の人(医療保険に加入している人)
老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された場合に介護サービスを利用できます。

保険証は
こんなときに
必要です

- ・要介護認定を申請(更新)するとき
- ・介護サービス計画の作成を依頼するとき
- ・介護サービスを利用するとき

介護保険も健康保険と同じように保険証が必要となります。65歳になった方(第1号被保険者)には、市から介護保険被保険者証が交付されます。

●第1号被保険者

新しい保険証は、平成18年9月に更新し、みなさんに交付されました。(平成18年4月から更新までの間に保険証が交付された方は除きます。)また、65歳になった方は誕生日を迎えた月に交付されます。なお、新しい保険証には、有効期限がありません。

●第2号被保険者

保険証は要支援・要介護の認定を受けた方に交付されます。



要介護認定のながれ

申請から認定の通知までは原則として30日以内となっています。



本人または家族

介護認定の申請・代行申請に
費用はかかりません。

代行で申請依頼

指定居宅介護支援事業所
及び
地域包括センターなど

申請

代行申請

要介護(要支援)認定の申請

介護が必要になったとき、本人または家族などが市役所に申請します。
もしくは居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに代行で申請を依頼できます。

申請に必要なもの

要介護(要支援)認定申請書 + 介護保険被保険者証 + 健康保険被保険者証
(第2号被保険者のみ)

認定調査

市から依頼を受けた調査員が自宅などを訪問し、心身や生活の状況について、本人と家族などに聞き取り調査が行われます。

主治医の意見書

本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

審判・判定

総合的に判断し、要介護度認定の判定後、結果を通知します。

1次判定

認定調査などの情報を
コンピューターに入力、
暫定的な要介護を判定

2次判定

1次判定の結果と認定審査における
特記事項、主治医の意見書をもとに
介護認定審査会で審査

非該当(自立)

介護予防事業および、
介護保険以外のサービス
を受けることができます。

要支援1・2

介護予防サービス
を受けることができます。

要介護1～5

介護サービス
を受けることができます。

通知

通知

通知

申請者(本人)

認定結果通知書と認定結果が記載された
被保険者証(ピンク色)が郵送されます。